

決	校 長	政 頭	担当者	文書係
				 4-4-21

公 共 高 第 2 5 8 号
平成22年 7月15日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

育児休業手当金の制度改正について（通知）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）が平成21年7月1日に公布され、平成22年6月30日から施行されています。

この改正に伴い、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）も一部改正され、平成22年6月30日から施行されており、育児休業手当金制度についても改正されています。その概要について、下記のとおりお知らせしますので、所属組合員の皆様への周知をよろしくお願い致します。

また、職員の育児休業に関する条例（平成4年高知県条例第1号）も一部改正され、平成22年6月30日から施行されており、高知県職員の養育する子について、当該職員の配偶者がその子に係る育児休業を取得している場合でも、当該職員が育児休業を取得できるようになりました。

なお、市町村費職員である組合員の方は、所属先の市町村に育児休業制度についてご確認のうえ、手続等を行ってください。

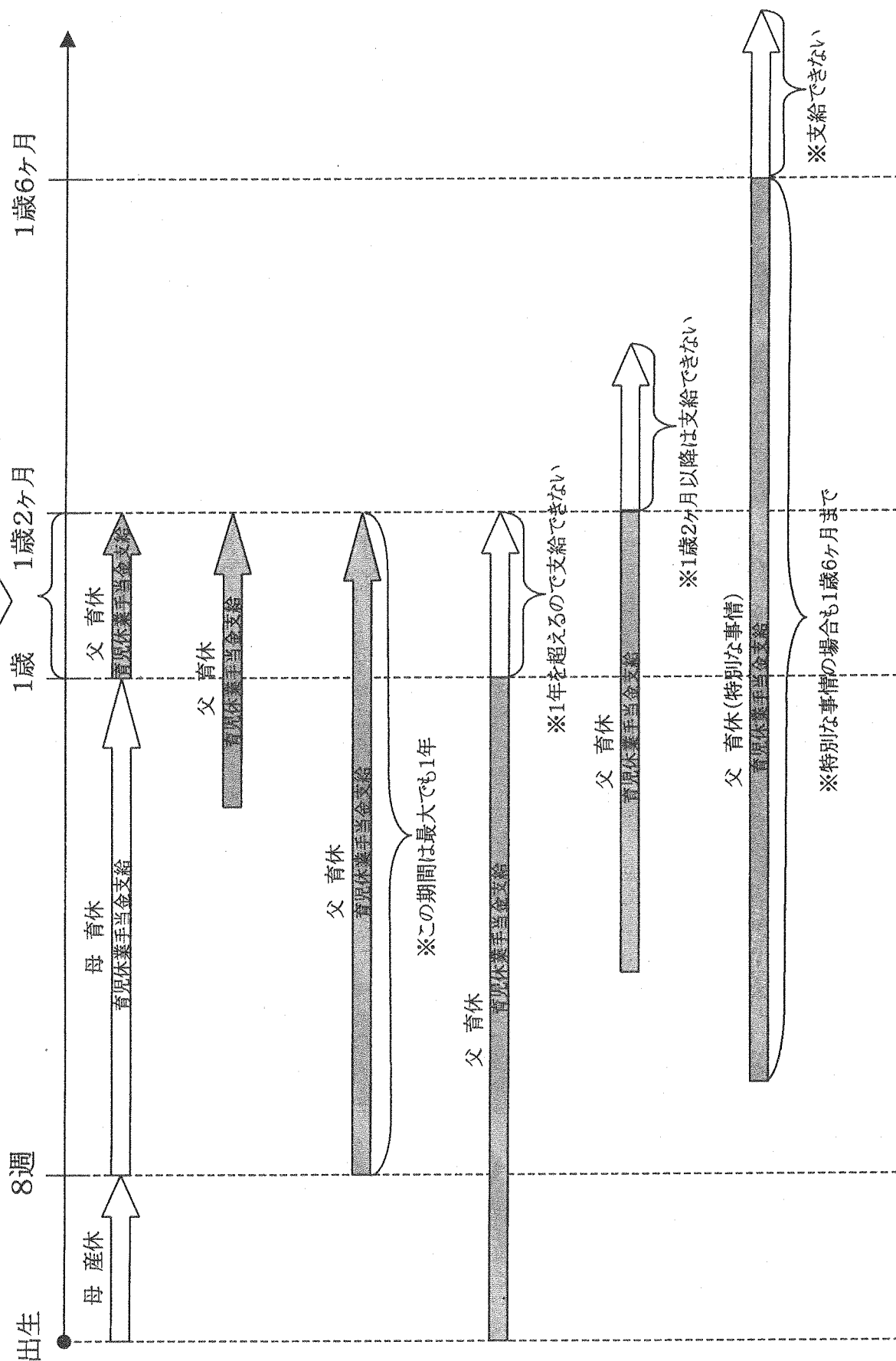
記

- 1 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前のいずれかの日において法第70条の2第1項に規定する育児休業をした場合に、組合員がその子を養育するために同項に規定する育児休業をしたときの育児休業手当金の支給期間は、当該育児休業により勤務に服さなかった期間でその子が1歳2か月に達する日までの期間とされた。ただし、当該期間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。）が1年を超えるとときの支給期間は1年とされた。（改正後の法第70条の2第2項関係）
- 2 改正後の法第70条の2第2項の規定により育児休業に係る子が1歳に達した日後も育児休業手当金支給を受けようとする組合員は、その組合員の配偶者が、当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることを証明する書類を組合に提出しなければならないとされた。

担 当：共済班 山本
TEL：088-821-4813

〈参考1〉

● 育児休業手当金の制度改正概要図

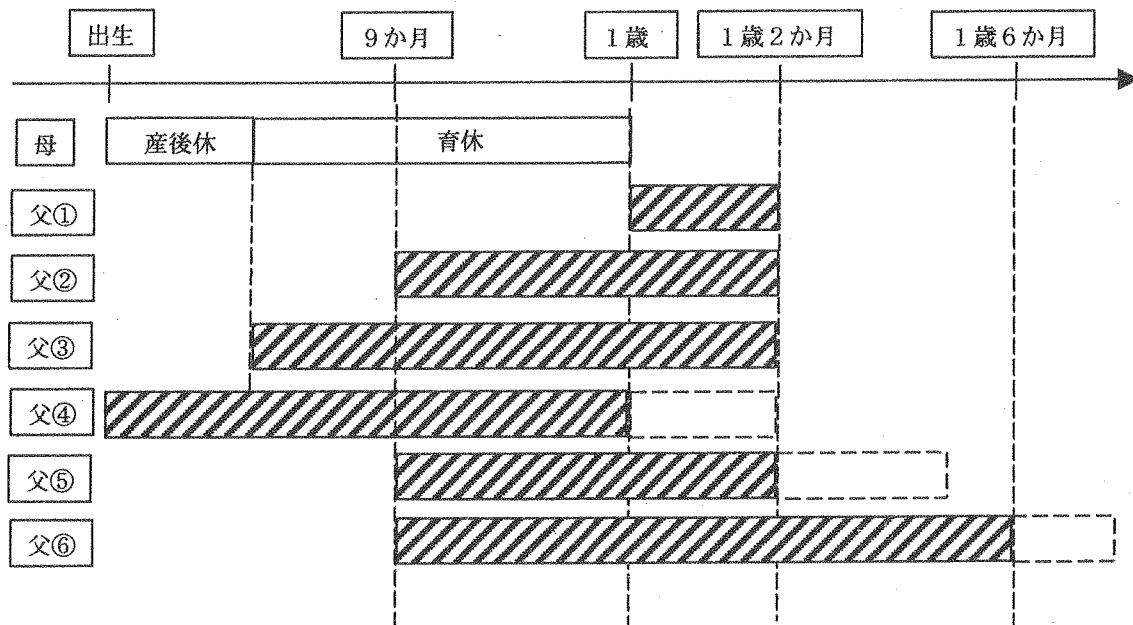


● 育児休業手当金の制度改正詳細

- 1 改正後の法第70条の2第2項の規定に係る育児休業手当金の支給パターンは次のとおり。

例

- ・前提① 母の育児休業は、産後休暇後、当該子が1歳に達する日まで取得する。
- ・前提② 母も父も地方公務員等共済組合法上の組合員とする。



パターン1 当該子が1歳に達する日までは母が育児休業し、1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで父(①)が育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月に達する日まで支給される。

パターン2 当該子が9か月から1歳2か月まで父(②)が育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給される。

なお、母と父が双方とも育児休業を取得している期間(当該子が9か月から1歳に達する日まで)は、双方に育児休業手当金が支給される。

パターン3 母の産後休暇終了後、母の育児休業開始と同時に父(③)も、当該子が1歳2か月に達する日まで育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は育児休業開始日から1年間支給される。

なお、パターン2と同様に、当該子が1歳に達する日までは、双方に育児休業手当金が支給される。

パターン4 父(④)が、当該子の出生から1歳2か月に達するまで育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金も当該子が1歳に達する日まで支給される。(父は、当該子が1歳2か月まで育児休業を取得しているが、育児休業手当金の支給期間は最大でも1年と規定されているため。)

パターン5 当該子が9か月から1歳5か月まで、父(⑤)が育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は当該子が9か月から1歳2か月に達する日まで支給される。(父の育児休業取得期間は1年に満たないが、育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給すると規定されているため。)

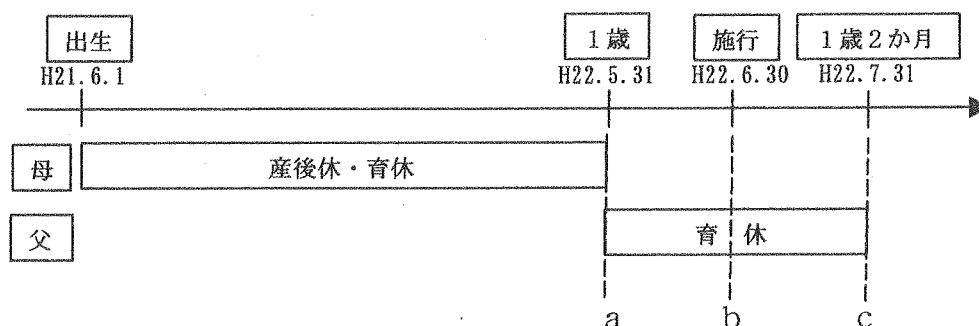
パターン6 父(⑥)が、当初、当該子が9か月から1歳まで育児休業を取得していたが、保育所に入所できない(特別な事情に該当する)ため、1歳8か月まで育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の3に規定する特別な事情に該当するので、当該子が1歳6か月に達する日まで支給される。

2 平成22年6月30日より前に当該子が1歳に達する場合、改正後の法第70条の2第2項の規定の対象として育児休業手当金を支給することができる。

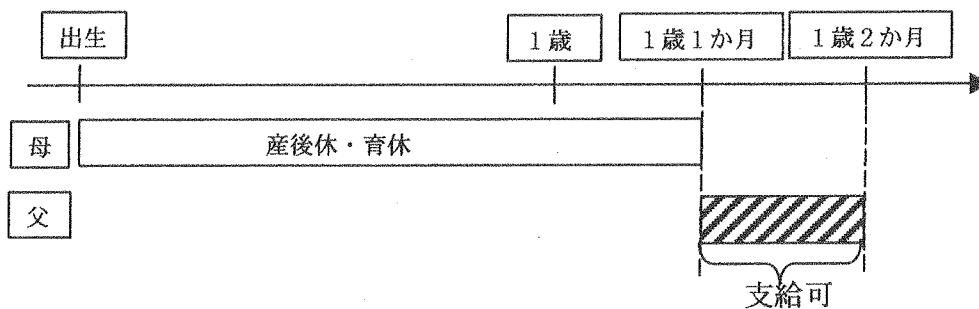
なお、次の例の場合、父に対する育児休業手当金の支給期間は平成22年6月30日から当該子が1歳2か月に達する日(b～c)までとなる。

例



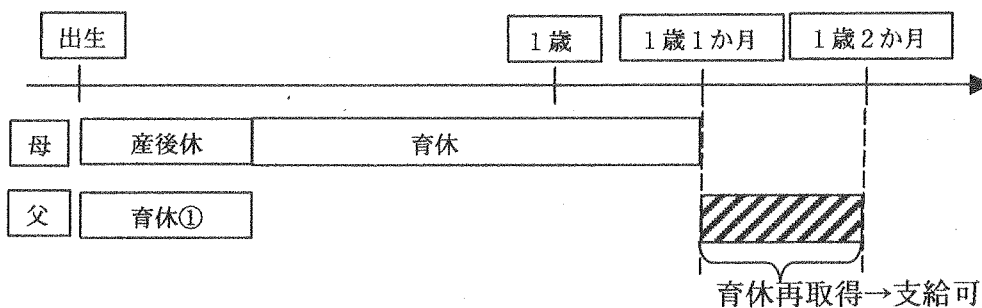
- 3 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を取得した場合、改正後の法第70条の2第2項の規定の対象として、父に対する育児休業手当金を支給できる。

例



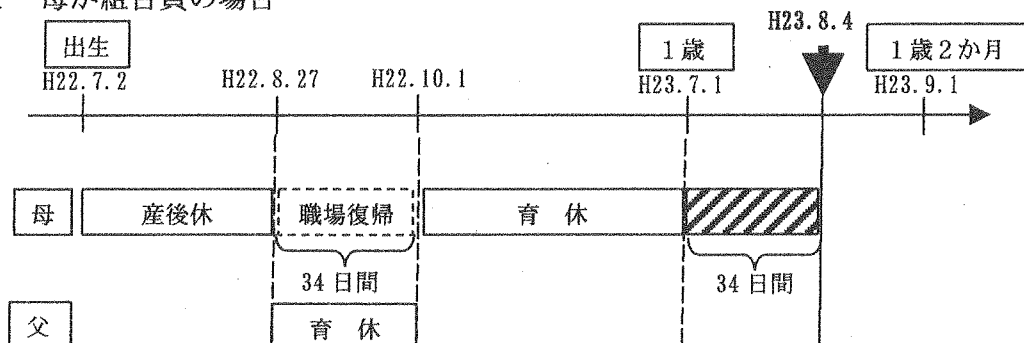
- 4 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を再取得した場合、改正後の法第70条の2第2項の規定の対象となり、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

例

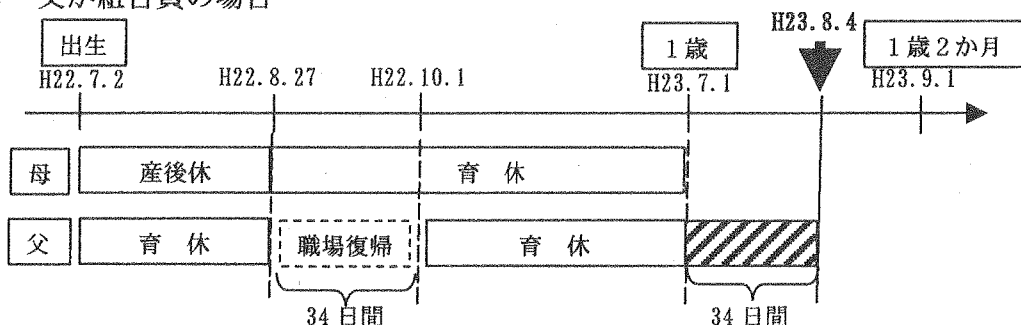


5 次の例のとおり、改正後の法第70条の2第2項の規定の対象となり、育児休業手当金の支給があるとした場合、育児休業手当金は最大1年の範囲で支給される。その支給末日については、職場復帰の期間が34日間（8月28日から9月30日まで）のため、その期間を当該子が1歳に達した日の翌日以降34日間延長すると考え、8月4日となる。

例1 母が組合員の場合

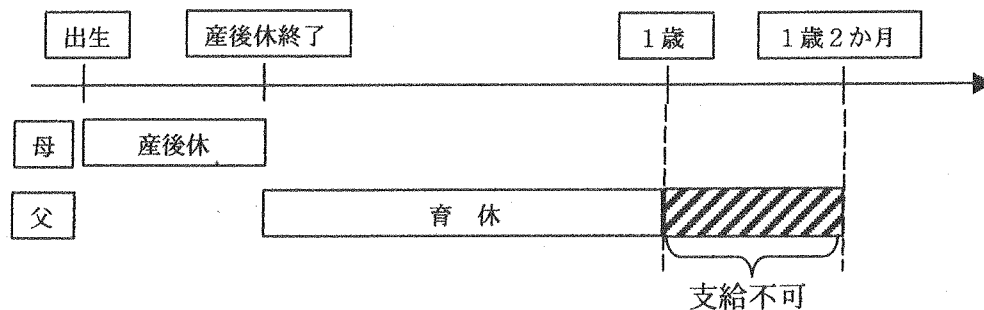


例2 父が組合員の場合



- 6 母が産後休暇後、すぐに職場復帰をした場合の父の育児休業は、改正後の法第70条の2第2項の規定の対象とならない。(産後休暇は、育児休業ではないため、配偶者が育児休業を取得していることにはならない。)

例



- 7 改正後の法第70条の2第2項の規定対象者において、保育所における保育の実施が行われない等支給対象期間の延長事由の判断については、現行の通常育児休業者と同様に、当該子が1歳に達する日における状況で判断する。

例

